

全国がん登録規程集

がん登録等の推進に関する法律の概要

全国がん登録届出票

全国がん登録千葉県がん情報管理要領

千葉県全国がん登録診療所指定要領

がん情報の提供に関する千葉県事務処理要綱

届出対象医療機関（病院及び指定診療所）

がん登録等の推進に関する法律の概要

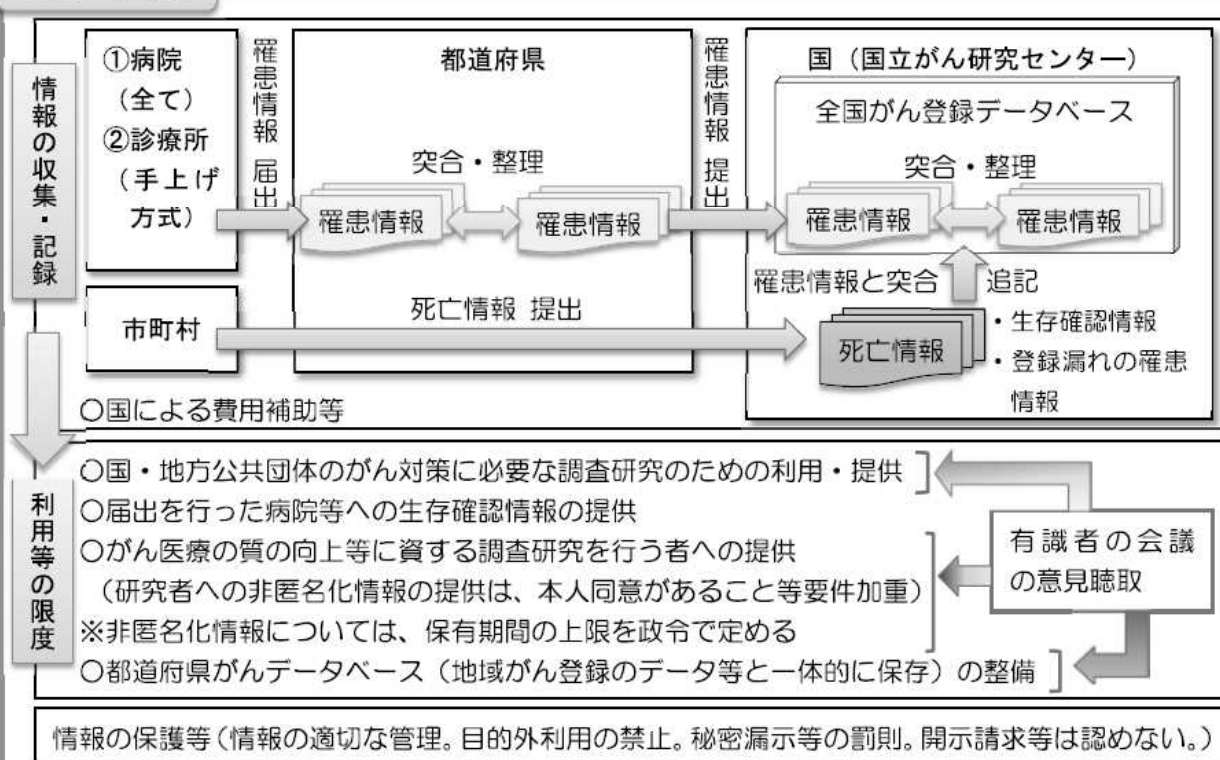
がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
 - 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること
- ⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

全国がん登録届出票

チェックすると入力できるようになります

☑ 全国がん登録届出票①

①病院等の名称		東京都 国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院					
②診療録番号		1 2 3 4 5 (全半角16文字)					
③カナ氏名		シ	コクリツ	(全角カナ10文字)	メイ	タロウ	(全角カナ10文字)
④氏名		氏	国立	(全角10文字)	名	太郎	(全角10文字)
⑤性別		☑ 1. 男性 ☐ 2. 女性					
⑥生年月日		☑ 0. 西暦 ☐ 1. 明治 ☐ 2. 大正 ☐ 3. 昭和 ☐ 4. 平成 年 月 日					
⑦診断時住所		都道府県選択 市区町村以下 (全半角40文字)					
腫瘍の種類	⑧側性	☐ 1. 右 ☐ 2. 左 ☐ 3. 両側 ☑ 7. 側性なし ☐ 9. 不明					
	⑨原発部位	大分類	脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系				
		詳細分類	大脳				
	⑩病理診断	組織型・性状	海綿状血管腫				
診断情報	⑪診断施設	☑ 1. 自施設診断 ☐ 2. 他施設診断					
	⑫治療施設	☐ 1. 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明					
		☑ 2. 自施設で初回治療を開始					
		☐ 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続					
		☐ 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診					
	⑬診断根拠	☑ 1. 原発巣の組織診 ☐ 2. 転移巣の組織診 ☐ 3. 細胞診 ☐ 4. 部位特異的腫瘍マーカー ☐ 5. 臨床検査 ☐ 6. 臨床診断 ☐ 9. 不明					
⑭診断日	☑ 0. 西暦 年 月 日						
進行度	⑮発見経緯	☑ 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 ☐ 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 ☐ 4. 剖検発見 ☐ 8. その他 ☐ 9. 不明					
	⑯進展度・治療前	☑ 400. 上皮内 ☐ 410. 限局 ☐ 420. 領域リンパ節転移 ☐ 430. 隣接臓器浸潤 ☐ 440. 遠隔転移 ☐ 777. 該当せず ☐ 499. 不明					
初回治療	⑰進展度・術後病理学的	☑ 400. 上皮内 ☐ 410. 限局 ☐ 420. 領域リンパ節転移 ☐ 430. 隣接臓器浸潤 ☐ 440. 遠隔転移 ☐ 660. 手術なし・術前治療後 ☐ 777. 該当せず ☐ 499. 不明					
	⑱外科的	☑ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明					
		☑ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明					
		☑ 1. 自施設で施行 ☐ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明					
		☑ 1. 腫瘍遺残なし ☐ 4. 腫瘍遺残あり ☐ 6. 観血的治療なし ☐ 9. 不明					
	⑲観血的治療の範囲	☑ 1. 自施設で施行 ☑ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明					
		☐ 1. 自施設で施行 ☑ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明					
		☐ 1. 自施設で施行 ☑ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明					
☐ 1. 自施設で施行 ☑ 2. 自施設で施行なし ☐ 9. 施行の有無不明							
⑳死亡日	☐ 0. 西暦 年 月 日						
備考		(全半角128文字)					

※引用：厚生労働省・国立研究開発法人国立がん研究センター，全国がん登録届出マニュアル2019改訂版

全国がん登録千葉県がん情報管理要領

(目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づき、全国がん登録事業を実施するに当たり、全国がん登録千葉県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「全国がん登録千葉県がん情報」とは、法第25条第2項に規定する都道府県がん情報等及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報のうち、千葉県がん登録室で保有される情報をいう。

2 この要領において「全国がん登録事業」とは、法に基づき実施する全国がん登録事業をいう。

3 この要領において「千葉県がん登録室」とは、全国がん登録事業を実施する千葉県の組織又は法第24条第1項の規定により、委任を受けた組織及びその物理的スペースをいう。

(総括責任者)

第3条 法第25条第2項の規定により、全国がん登録千葉県がん情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じる総括責任者を置く。

2 総括責任者は、千葉県知事とする。

(登録室責任者)

第4条 千葉県がん登録室（以下「登録室」という。）の職員のうち、登録室内の業務及び安全管理措置に係る業務手順書の整備や、業務品質の維持・管理に責任を負い、全国がん登録事業を遂行する登録室責任者を置く。

2 登録室責任者は、登録室が置かれる組織の長が登録室責任者推薦書（第1号様式）により推薦し、当該推薦が適当と認められる場合、総括責任者が登録室責任者指定書（第2号様式）により指定する。

(作業責任者)

第5条 登録室職員のうち、業務手順書に定められた手続に従って、登録室責任者の管理の下、作業内容を日常的に実施し、管理することを責務とする作業責任者を置く。

2 作業責任者は、登録室責任者が作業責任者指定書（第3号様式）により指定する。

(作業担当者)

第6条 登録室職員のうち、業務手順書に定められた手続に従って、作業責任者の管理の下、作業内容を実施する作業担当者を置く。

2 作業担当者は、登録室責任者が作業担当者指定書（第4号様式）により指定する。

(全国がん登録事業従事者の義務)

第7条 全国がん登録事業に従事する登録室責任者、作業責任者、作業担当者（以下「全国がん登録事業従事者」という。）は、法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項の規定により、全国がん登録千葉県がん情報に関するがんの罹患等の秘密その他のその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 全国がん登録事業従事者は、秘密遵守に係る誓約書（第5号様式）を総括責任者に提出する。

(患者等への接触禁止)

第8条 全国がん登録事業従事者は、全国がん登録事業に関して、患者及びその家族と接触してはならない。

(情報収集)

第9条 登録室が収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項の規定により、全国がん登録事業を実施するために、法令に定められた範囲とする。

2 全国がん登録事業従事者は、病院又は法第6条第2項の規定により指定された診療所（以下「病院等」という。）に法第6条第1項に規定する届出対象情報に係る書類（以下「登録票類」という。）について、別に定める方法により提出を求める。

- 3 全国がん登録事業従事者は、登録票類の提出に係る依頼文その他郵便物等の発出の都度、郵便物等送付簿（第6号様式）に記載する。
- 4 全国がん登録事業従事者は、登録票類の受領の都度、登録票類管理簿（第7号様式）に記載し、その他郵便物等の受領の都度、郵便物等受領簿（第8号様式）に記載する。

（登録票類の管理）

第10条 全国がん登録事業従事者は、登録票類について、次のとおり管理する。

- （1）電子媒体に記録された登録票類は、作業中の事故又は故障に備えて、別の電子媒体に複写し、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、随時点検を行うとともに、不要となった時点で直ちに消去の上、物理的に破壊する。
 - （2）紙媒体の登録票類は、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、随時点検を行うとともに、不要となった時点で直ちに裁断又は焼却する。
 - （3）登録票類の保管及び廃棄に当たっては、登録票類管理簿（第7号様式）に記載する。
- 2 全国がん登録事業従事者は、全国がん登録事業に係るシステム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等（以下「手順書等」という。）を施錠したキャビネットに保管する。保管及び廃棄に当たっては、手順書等管理簿（第9号様式）に記載する。

（登録票類に関する病院等への照会）

- 第11条 全国がん登録事業従事者が、全国がん登録事業を実施するに当たり、登録票類を提出した病院等（以下「届出病院等」という。）への問合せが必要な場合は、届出病院等の医師又は全国がん登録事業担当者（以下「届出医等」という。）に対し、原則として、文書により照会する。電話により照会する場合は、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行う。
- 2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会する。
 - 3 届出病院等への照会その他問合せ等の記録は、外部問合せ記録簿（第10号様式）に記載する。

（登録室の入室及び退室の管理）

- 第12条 全国がん登録事業従事者の登録室への入退室の管理は、入退室記録簿（第11号様式）により行う。
- 2 全国がん登録事業従事者は、作業を行わないとき、登録室の入口及び窓を施錠しておく。
 - 3 全国がん登録事業従事者以外の者（以下「外来者」という。）の登録室への立入りを原則として禁止する。
 - 4 外来者が登録室に立ち入る場合、全国がん登録事業従事者は、外来者入退室記録簿（第12号様式）に記載し、外来者の入室に係る誓約書（第13号様式）の提出を求め、全国がん登録事業従事者の立会いの下、立ち入らせる。
 - 5 登録室を最後に退出する全国がん登録事業従事者は、全国がん登録事業に係る資料を全てキャビネットに保管し、施錠の上、登録室の入口及び窓を施錠し、確認等の措置を講ずる。

（電子計算機の操作）

第13条 全国がん登録事業従事者は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録事業に係るシステムを備えた電子計算機の操作を行う。

（その他）

第14条 この要領に定めるものの他、全国がん登録千葉県がん情報の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

千葉県全国がん登録診療所指定要領

1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所の指定等の手続等について定めることを目的とする。

2 対象施設について

対象となる施設は、原発性がんについて初回の診断を行っており、かつ、法第6条第1項の届出対象情報の届出を行うことが可能な診療所とする。

3 指定申請方法について

指定を受けようとする診療所の開設者は、法第6条第1項の規定による届出を開始しようとする年の前年の10月末日までに「全国がん登録における指定申請書（様式1）」により申請する。

ただし、届出を開始しようとする年が平成28年である場合は、平成27年11月末日までに申請を行うものとする。

4 指定について

（1）知事は、3による申請を受理した場合には、法第6条第2項の規定による診療所の指定を行い、「全国がん登録における指定通知書（様式2）」を発行する。

ただし、指定は各年1月1日付けで行うこととし、年途中には行わない。

（2）指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）の指定の辞退又は知事による指定の取消しが行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

5 指定診療所の辞退について

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式3）」を提出する。

6 指定の取消し

知事は、指定診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき又は指定診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

附則 この要領は、平成27年10月1日から施行する。